

平成十六年八月五日受領
答弁第一五六号

内閣衆質一五九第一五六号

平成十六年八月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出異常死の警察への届け出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出異常死の警察への届け出に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省においては、「平成十五年度の医療法第二十五条第一項の規定に基づく立入検査の実施について」（平成十五年六月二十四日付け医薬発第〇六二四〇一五号・医政発第〇六二四〇〇七号厚生労働省医薬局長及び医政局長連名通知）に基づいて、都道府県、保健所設置市及び特別区に対して、医療機関における管理上重大な事故又は軽微な事故であっても今後の対策の検討のため参考になると考えられる事例を把握した場合は、厚生労働省に情報提供するよう依頼しているところである。

また、「国立病院・療養所及び国立高度専門医療センターにおける医療安全管理について」（平成十五年三月二十日付け病院政発第〇三二〇〇〇二号厚生労働省健康局国立病院部政策医療課長通知）に基づいて、国立病院、国立療養所及び国立高度専門医療センター（以下「国立病院等」という。）に対して、発生した医療事故が、患者を死に至らしめ若しくは死に至らしめる可能性がある場合、患者に重大若しくは不可逆的傷害を与え若しくは与える可能性がある場合又は患者等から抗議を受け若しくは医事紛争に発展する可能性があると認められる場合は、速やかに厚生労働省本省に報告するよう求めていたところである。

これらに基づき、厚生労働省が平成十六年七月十三日までに情報提供又は報告を受けた平成十五年度に発生した事例については、特に患者等から公表しないことが要請されている事例を除いたものについて、事故が発生した医療機関名、その内容、事故発生年月日及び警察への届出の有無は、別表第一のとおりである。

なお、患者が死亡した事例における警察への届出の有無については、事故発生年月日、医療機関名と併せてお答えした場合、特定の個人が識別され、個人の権利利益が害されるおそれがあるため、患者が死亡しているか否かにかかわらず警察への届出の有無をお答えした。

二について

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第十一条第二号の規定に基づき各特定機能病院に設置されている医療に係る安全管理のための委員会に平成十五年度に報告されたインシデント事例、アクシデント事例、当該アクシデント事例のうち重篤な事例、当該重篤な事例のうち患者が死亡した事例及び当該死亡事例のうち警察に届け出られた事例のそれぞれの件数について、平成十六年七月十三日現在で各特定機能病院に対し調査した結果は、別表第二のとおりである。

三について

平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に、国を被告として国立病院等において行われた医療行為に関する訴訟が提起された事例（訴訟告知を受けたもの及び調停の申立てを受けたものを含む。以下同じ。）について、提訴等があった時期、事例の概要及び判決等の内容、並びにこれらの事例のうち患者が死亡した事例に係る警察への届出の有無を、平成十六年六月三十日現在で国立病院等に対し調査した結果は、別表第三のとおりである。

四について

規則第九条の二十三第一号の規定に基づき、特定機能病院への配置が義務付けられている専任の医療に係る安全管理を行う者について、平成十六年七月十三日現在における職種、年齢及び性別を、各特定機能病院に対し調査した結果は、別表第四のとおりである。

五について

いくつかの学会や医療機関において、医療事故が発生した場合には、それを隠蔽^{べい}するのではなく、新たな医療事故の発生の防止に資するよう、医療機関内外で情報を共有していく取組が行われており、政府と

してもこのような取組が重要であると考えている。

このような観点から、平成十四年八月三十日に規則を改正し、同年十月一日より規則第十一条において、病院又は患者を入院させるための施設を有する診療所の管理者に対して、医療に係る安全管理のための指針の整備、医療に係る安全管理のための委員会の開催、医療に係る安全管理のための職員研修の実施及び医療機関内における事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策の実施による安全管理のための体制の確保を義務付けたところである。

また、平成十三年十月十八日から医療事故に至らないインシデント事例の収集・分析・情報提供を行う医療安全対策ネットワーク整備事業を行うとともに、本年十月一日から医療事故事例等を収集・分析し改善策等を医療機関等に還元する事業を行うこととし、現在必要な体制の整備等を進めているところである。

今後ともこれらの取組を着実に推進することにより、医療機関内における意識の向上を図り、国民が安心して必要な医療を受けることができるよう努力することとしている。

別表第一

| 医療機関名 | | 事故発生年月日 | | 内容 | | 警察への届出の有無 | |
|------------|--|-------------|--|-------------------------------|--|-----------|--|
| 旭川赤十字病院 | | 平成十五年五月九日 | | 薬剤を過剰に投与し、さらに医療器具を誤って挿入したものの | | 有 | |
| 国立札幌病院 | | 平成十五年七月二十九日 | | 手術後に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | | 無 | |
| | | 平成十五年八月七日 | | 点滴注射の接続部位が外れたもの | | 有 | |
| 国立函館病院 | | 平成十五年五月六日 | | チューブ挿入の際に、治療部位に穿孔をきたしたもの | | 無 | |
| 国立療養所帯広病院 | | 平成十五年九月二十五日 | | 採血後に、神経麻痺が生じたもの | | 無 | |
| | | 平成十六年一月二十日 | | 病院内で転倒したもの | | 無 | |
| 国立療養所札幌南病院 | | 平成十六年二月二十六日 | | 手術後に、手術部位にあった膿が他の部位に流出したものの | | 無 | |

| | | | |
|------------|----------------------|---|---|
| 国立療養所道北病院 | 平成十五年十二月二十五日 | 内視鏡検査の際に、検査部位に穿孔をきたしたものの | 無 |
| | 平成十六年一月十六日 | カテーテル検査の際に、身体状況に変化が生じたもの | 無 |
| 北海道大学病院 | 平成十五年八月十四日 | 入院患者等から食中毒の原因菌が検出されたもの | 無 |
| | 平成十五年十二月上旬 | 手術後に、呼吸障害が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 有 |
| 北海道立北見病院 | 平成十六年三月六日から三月十一日までの間 | 入院患者五人に耐性菌が発生したものの | 無 |
| 国立弘前病院 | 平成十五年八月七日 | 誤って異なる薬剤を投与したものの | 無 |
| 国立療養所青森病院 | 平成十五年十月二十九日 | 器具を誤って使用したことにより、酸素を過少に投与したものの | 有 |
| 岩手医科大学附属病院 | 平成十年九月から平成十六年四月までの間 | 患者百十一人に対して、治療装置の設定入力を誤ったことにより放射線を過剰に照射したものの | 無 |
| 国立仙台病院 | 平成十五年四月二十一日 | 点滴注射の際に、薬剤が血管外に漏れたもの | 無 |

| | | | | | | | | |
|-----------------|--------------|-------------------|--------------|----------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------|
| 山形県立河北病院 | 医療法人健友会本間病院 | | | 秋田大学医学部附属病院 | 東北大学医学部附属病院 | 仙台厚生病院 | 国立療養所宮城病院 | 国立療養所西多賀病院 |
| 平成十五年十一月二十日 | 平成十五年八月二十六日 | 平成十六年一月中旬 | 平成十五年九月 | 平成十五年五月中旬 | 平成十六年一月中旬 | 平成十六年一月から平成十六年二月までの間 | 平成十五年七月二十七日 | 平成十五年十二月二十七日 |
| 誤って異なる薬剤を投与したもの | 薬剤を過剰に投与したもの | 入院患者三人に耐性菌が発生したもの | 薬剤を過剰に投与したもの | カテーテル挿入の際に、静脈を損傷したもの | 輸液ポンプの操作を誤ったことにより薬剤を過剰に投与したもの | 同一診療科において、手術後の患者が一月以内に四人死亡したもの | ベッドから転落したもの | 挿管部位から管が抜けていたもの |
| 無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 | 無 | 無 | 有 |

| | | | | |
|--|-----------------|-----------------------|---|---|
| | 山形市立病院済生館 | 平成十四年十月から平成十六年三月までの間 | 患者二十五人に対して、治療装置の操作を誤ったことにより放射線を過剰に照射したものの | 無 |
| | 財団法人竹田綜合病院 | 平成十一年三月から平成十六年四月までの間 | 患者二百五十六人に対して、治療装置の設定入力を誤ったことにより放射線を過剰に照射したものの | 無 |
| | 医療法人威恵会三岳荘小松崎病院 | 平成十五年十二月から平成十六年六月までの間 | 院内で集団感染が発生し、患者及び職員十六人が感染したものの | 無 |
| | 医療法人西秀会西間木病院 | 平成十五年六月から平成十五年九月までの間 | 院内で集団感染が発生し、患者及び職員二十人が感染したものの | 無 |
| | 国立霞ヶ浦病院 | 平成十五年五月九日 | 使用済みの注射針を誤って刺入したものの | 無 |
| | 宇都宮第一病院 | 平成十五年十月八日 | 入院患者及び職員から食中毒の原因菌が検出されたものの | 無 |
| | 国立栃木病院 | 平成十五年五月一日 | 手術の際に、別の部位に骨折が生じたものの | 無 |
| | | 平成十五年六月二十日 | 薬剤を過剰に投与したものの | 無 |

| | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|----------------|--------------|-----------------------|-------------------------|
| 国立がんセンター東病院 | | | 国立西埼玉中央病院 | 栃木県済生会宇都宮病院 | 自治医科大学附属病院 | 小山市民病院 | 国立療養所東宇都宮病院 |
| 平成十五年六月十九日 | 平成十五年九月二十四日 | 平成十五年八月二十七日 | 平成十五年七月十五日 | 平成十六年三月三十一日 | 平成十五年十月十七日 | 平成十五年六月十四日 | 平成十五年七月一日 |
| ドレーン穿刺の際に、身体状況に変化が生じたもの | 手術の際に、他の部位を損傷したもの | 手術の際に、他の部位を損傷したもの | 手術の際に、他の部位を損傷したもの | 併用禁忌の薬剤を投与したもの | 薬剤の副作用が生じたもの | 画像検査の際に、病変を発見できなかったもの | 内視鏡検査の際に、検査部位に穿孔をきたしたもの |
| 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 無 |

| | | | | |
|--------|----------------|--------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 国立千葉病院 | 平成十五年四月二十四日 | | 手術後に発生した障害について、抗議があったもの | 無 |
| | 平成十五年六月十九日 | 内視鏡手術の際に、手術部位から出血をきたしたもの | 無 | |
| | 平成十五年十一月七日 | 薬剤を過剰に投与したもの | 無 | |
| | 国立がんセンター中央病院 | 平成十五年十二月九日 | 手術の際に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 無 |
| | | 国立精神・神経センター武蔵病院 | 平成十五年六月十日 | 巡視の際に、身体状況に変化が生じていることを発見したもの |
| | 国立病院東京医療センター | 平成十五年九月十八日 | 薬剤を過剰に投与したもの | 無 |
| | | 平成十五年六月四日 | 検査の際に、神経を損傷したもの | 無 |
| | 国立病院東京災害医療センター | 平成十六年二月二十三日 | カテーテル入替えの際に、出血したもの | 有 |

| | | | | | | |
|--|--|--|-------------------|-------------------------|--------------------------------|---|
| | | | 国立療養所村山病院 | 平成十五年五月二十八日 | 診察台から転落したもの | 無 |
| | | | 昭和大学病院附属東病院 | 平成十五年六月十二日 | 内視鏡検査の際に、検査部位に穿孔をきたしたもの | 無 |
| | | | 聖路加国際病院 | 平成十六年三月二十五日から三月二十七日までの間 | 職員に食中毒が発生したもの | 無 |
| | | | 帝京大学医学部附属病院 | 平成十五年十一月二十一日 | 手術の際に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 無 |
| | | | 東京医科大学歯科大学医学部附属病院 | 平成十五年九月九日 | カテーテル検査の際に、検査部位を損傷したもの | 有 |
| | | | 東京医科大学歯科大学医学部附属病院 | 平成十五年八月三日 | 薬剤を過剰に投与したもの | 有 |
| | | | 東京医科大学病院 | 平成十五年四月十日 | 手術の際に、手術部位を取り違えたもの | 無 |
| | | | 東京医科大学病院 | 平成十五年八月四日 | カテーテルを誤って挿入したもの | 有 |
| | | | 東京医科大学病院 | 平成十六年一月三十一日 | カテーテル挿入の際に、動脈を損傷したもの | 無 |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|---------------------|-------------------------------|---------------|----------------------|------------------|---------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 相模原南病院 | 国立療養所箱根病院 | 川崎市立川崎病院 | 東和病院 | | 東京大学医学部附属病院 | 東京女子医科大学附属第二病院 | 東京女子医科大学病院 | 東京慈恵会医科大学附属病院 |
| 平成十六年三月三日 | 平成十五年九月二十日 | 平成十五年十一月三十日 | 平成十五年六月十一日 | 平成十五年九月一日 | 平成十五年五月九日 | 平成十五年五月十二日 | 平成十六年二月二日 | 平成十五年十二月十二日 |
| 入院患者及び職員から食中毒の原因ウイルスが検出されたもの | 経管栄養チューブを誤って接続したものの | 手術後に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 薬剤を過剰に投与したものの | 輸血中に輸血ポンプを誤って操作したものの | 手術の際に、動脈を損傷したものの | 手術時の出血に対する処置が遅れたものの | 入院患者等十一人から食中毒の原因ウイルスが検出されたもの | 手術後に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの |
| 無 | 無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 無 | 有 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------|------------|----------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| | | | | | | | |
| | | 国立療養所犀潟病院 | 医療法人知命堂病院 | 横浜市立大学医学部附属病院 | 横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター | 横浜市立市民病院 | 社会保険横浜中央病院 |
| 平成十五年十一月十八日 | 平成十五年十月十日 | 平成十五年六月十一日 | 平成十五年八月六日 | 平成十六年二月十九日 | 平成十五年十一月十二日 | 平成十五年九月三十日 | 平成十五年九月二十六日 |
| の車イスへの移乗介助の際に、身体状況に変化が生じたもの | 病院内で転倒したもの | 食事介助の際に、誤嚥したもの | 酸素吸入の際に、チューブを誤って塞いだもの | 浴槽の水温の確認を怠ったことにより、患者を約四十七度の湯に入れたもの | 手術室への搬送の際に、酸素と窒素を誤って吸入させたもの | 他院から緊急搬送されてきた患者の気管チューブが誤って挿管されていたもの | 患者を取り違えて薬を渡したもの |
| 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 有 | 有 | 有 |

| | | | |
|--------------|----------------------|---|---|
| 国立療養所新潟病院 | 平成十五年九月十一日 | 食事介助の際に、誤嚥したもの | 無 |
| | 平成十五年十二月一日 | ベッドから転落したもの | 無 |
| 国立療養所西新潟中央病院 | 平成十五年八月四日 | 手術前の診断が誤りであったことに対して抗議があったもの | 無 |
| 国立金沢病院 | 平成十六年一月九日 | 入院患者三十人から食中毒の原因菌が検出されたもの | 無 |
| 国立長野病院 | 平成十五年九月三日及び九月四日 | 手術の際に、ガーゼを体内に遺残し、さらに再手術の際に、麻酔により身体状況に変化が生じたもの | 無 |
| 昭和伊南総合病院 | 平成十五年六月から平成十五年七月までの間 | 人工透析を受けた患者五人の身体状況に変化が生じたもの | 有 |
| 国立療養所岐阜病院 | 平成十六年一月十三日 | 点滴注射の際に、薬剤が血管外に漏れたもの | 無 |
| 国立東静岡病院 | 平成十五年四月二十四日 | 手術後に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 無 |

| | | | | | | | | |
|---------------|---------------|-----------------|------------------------|--------------------|-------------|-------------------------------|----------------------|-----------------|
| 医療法人社団松ヶ崎記念病院 | 滋賀医科大学附属病院 | 三重大学医学部附属病院 | 国立三重中央病院 | 国立療養所東尾張病院 | 国立長寿医療センター | 愛知医科大学附属病院 | 国立療養所天竜病院 | |
| 平成十五年十一月十五日 | 平成十五年十二月上旬 | 平成十五年六月下旬 | 平成十五年四月十日 | 平成十五年十一月十四日 | 平成十六年三月十七日 | 平成十六年二月十六日 | 平成十五年五月八日 | 平成十五年四月十五日 |
| 薬剤を過剰に投与したもの | 栄養剤を誤って注入したもの | カテーテルを誤って挿入したもの | 手術の際に、患者の身体状況に変化が生じたもの | 治療行為全般に対する抗議があったもの | 薬剤を重複処方したもの | 輸液ポンプの操作を誤ったことにより薬剤を過剰に投与したもの | 薬剤の投与によりショック状態となったもの | 誤って異なる薬剤を投与したもの |
| 有 | 有 | 有 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 無 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------|--------------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|----------------------|----------------------------------|-----------------|
| 上野芝病院 | 舞鶴赤十字病院 | | 国立療養所宇多野病院 | | | | 国立京都病院 | 京都大学医学部附属病院 |
| 平成十五年八月二十二日 | 平成十五年十月二十七日 | 平成十五年九月三十日 | 平成十五年八月二十日 | 平成十五年十月十八日 | 平成十五年八月二十日 | 平成十五年八月六日 | 平成十五年六月三日 | 平成十五年十一月十八日 |
| 入院患者及び職員から食中毒の原因菌が検出されたもの | 薬剤を過剰に投与したもの | 手術の際に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 手術の際に、他の部位を損傷したもの | ドレーン抜去の際に、先端部が破断し体内に残ったもの | 手術の際に、他の血管を閉塞したもの | カテーテル挿入の際に、身体を損傷したもの | 麻酔器への接続を誤ったことにより、覚醒したまま手術が行われたもの | 手術の際に、動脈を損傷したもの |
| 無 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|---|-----------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------|--|
| 医療法人敬性会白鷺サナトリウム | 国立療養所近畿中央病院 | | 国立病院大阪医療センター | 国立循環器病センター | 国立大阪病院 | 関西医科大学附属病院 | 大阪府立急性期・総合医療センター |
| 平成十六年一月十八日 | 平成十五年十二月十五日 | 平成十五年六月二十三日及び平成十六年三月九日 | 平成十五年七月二十二日 | 平成十五年九月五日 | 平成十五年六月十九日 | 平成十六年二月二十三日 | 平成十六年二月二十八日 |
| 入院患者から食中毒の原因ウイルスが検出されたもの | 診断が遅延したことによる精神的負担等に対して抗議があったもの | 手術の際に、血管を誤って吻合し、さらに再手術の際に、誤って異なる薬剤を投与したもの | 誤って異なる薬剤を投与したもの | 穿刺後に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 人工呼吸器再装着の際に、身体状況に変化が生じたもの | 職員が放射線の被曝により皮膚障害を発症したもの | 患者十四人に対して、化学物質が混入した圧縮空気を人工呼吸器により投与したもの |
| 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 無 |

| | | | | | | |
|--|-----------------|-----------------------|--------------|-----------------|-----------------------------|----------------------------|
| 和歌山県立医科大学附属病院 | 国立療養所和歌山病院 | 奈良県立医科大学附属病院 | 国立奈良病院 | 兵庫県立尼崎病院 | 国立神戸病院 | 神戸大学医学部附属病院 |
| | | | | | | 平成十五年十月二日 |
| 平成十五年九月十九日及び九月二十二日 | 平成十五年十二月十一日 | 平成十五年十月十八日 | 平成十五年七月三十日 | 平成十五年十月十四日 | 平成十五年六月四日 | 平成十五年十一月十二日 |
| 患者一人に対して、治療装置の操作を誤ったことにより放射線を過剰に照射したもの | 挿管部位から管が抜けていたもの | 流動食を誤嚥し、身体状況に変化が生じたもの | 薬剤を過剰に投与したもの | 誤って異なる薬剤を投与したもの | 清拭の際に、蒸しタオルにより身体状況に変化が生じたもの | カテーテル挿入の際に、検査部位に穿孔をきたしたものの |
| 有 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 | 有 |

| | | | |
|-------------|----------------------|------------------------------|---|
| 国立療養所東徳島病院 | 平成十五年五月二十七日 | 手術の際に、ガーゼを体内に遺残したもの | 有 |
| 徳島県立三好病院 | 平成十六年二月十三日 | 人工呼吸器の管が外れたもの | 有 |
| 三豊総合病院 | 平成十五年五月八日 | カテーテル挿入の際に、動脈を損傷したもの | 有 |
| 医療法人弘仁会共立病院 | 平成十五年九月三十日 | 栄養剤チューブを誤って挿入したもの | 有 |
| 愛媛県立中央病院 | 平成十五年八月から平成十五年十月までの間 | 院内で集団感染が発生し、患者及び職員二十人が感染したもの | 無 |
| | 平成十六年三月十八日 | 手術の際に、動脈を損傷したもの | 有 |
| 国立療養所愛媛病院 | 平成十五年四月一日 | 手術の際に、血管を誤って吻合したもの | 有 |
| 市立宇和島病院 | 平成十五年十二月十五日 | 検査の際に、血管を損傷したもの | 有 |
| 新居浜協立病院 | 平成十五年十一月八日 | 栄養チューブを誤って挿入したもの | 有 |

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|-------------------------|----------------|--------------------------------|--------------------------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 阿蘇温泉病院 | 国立療養所長崎病院 | 国立療養所東佐賀病院 | | 国立嬉野病院 | 田川市立病院 | 国立病院九州がんセンター | 国立病院九州医療センター | 高知県立中央病院 |
| 平成十五年八月四日及び八月五日 (定期検査の実施日) | 平成十五年四月十九日 | 平成十五年四月十一日 | 平成十五年十月三十一日 | 平成十五年六月二十五日 | 平成十六年三月二日及び三月四日 | 平成十五年四月十三日 | 平成十五年八月十八日 | 平成十五年十月十五日 |
| 人工透析を受けている患者の定期検査で十三人からウイルス陽性反応が出たもの | 手術後に、切開部位に留置していたドレーンが体内へ脱落したもの | 単身での入浴の際に、身体状況に変化が生じたもの | 診療に対して抗議があったもの | 検査後に、身体状況に変化が生じたことに対して抗議があったもの | 注射を受けた患者六人の身体状況に変化が生じたもの | 浣腸の際に、身体状況に変化が生じたもの | 手術の際に、他の部位を損傷したもの | 手術の際に、ガーゼを体内に遺残したもの |
| 無 | 無 | 有 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------|-------------------------------|-----------------------|--------------|---|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 宮崎医療生活共同組合宮崎生協病院 | 国立療養所宮崎東病院 | 国立都城病院 | | 国立療養所西別府病院 | みずたみ医院 | 国立療養所再春荘病院 | 国立療養所菊池恵楓園 | 国立熊本病院 |
| 平成十五年九月十二日 | 平成十五年十二月三日 | 平成十五年十二月十八日 | 平成十五年九月十五日 | 平成十五年八月五日 | 平成十六年二月二十一日 | 平成十六年二月三日 | 平成十五年七月二十五日 | 平成十五年七月十一日 |
| 血液型の判定を誤って、異なる血液型の輸血をしたもの | 酸素量を誤って投与したもの | 手術後に、出血が生じたことにより身体状況に変化が生じたもの | 動作介助の際に、身体状況に変化が生じたもの | 薬剤を過剰に投与したもの | 通常治療には使用していない機の引き出しから、がん治療用放射線源のラジウム針四本が発見されたもの | 内視鏡検査の際に、検査部位から出血したもの | 更衣介助の際に、身体状況に変化が生じたもの | 患者を取り違えて注射を行ったもの |
| 有 | 有 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 無 |

| | |
|------------------|------------------|
| 鹿児島大学医学部・歯学部附属病院 | 宮崎大学医学部附属病院 |
| 平成十五年九月上旬 | 平成十六年三月二十九日 |
| 誤って異なる薬剤を投与したもの | 異なる血液型の血液を輸血したもの |
| 有 | 有 |

(注) 一 医療機関名は事故発生年月日時のものである。
 二 一 警察への届出の有無欄は、患者が死亡した事例であるか否かにかかわらず記載している。そのため、患者が死亡していない事例であっても、警察への届出がある場合がある。

別表第二

| 医療機関名 | インシデント事例 | アクシデント事例 | 重篤な事例 | うち死亡事例 | うち警察届出件数 |
|-----------------|----------|----------|-------|--------|----------|
| 北海道大学病院 | 二千八百五 | 二 | 一 | 零 | 零 |
| 旭川医科大学医学部附属病院 | 二千七百七十四 | 三 | 零 | 零 | 零 |
| 弘前大学医学部附属病院 | 千百三十九 | 二 | 零 | 零 | 零 |
| 東北大学医学部附属病院 | 二千四百七 | 一 | 一 | 零 | 零 |
| 秋田大学医学部附属病院 | 千百四十四 | 二 | 二 | 零 | 零 |
| 山形大学医学部附属病院 | 千百二十四 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 筑波大学附属病院 | 千七十三 | 三百六 | 零 | 零 | 零 |
| 群馬大学医学部附属病院 | 千百八十二 | 二十七 | 三 | 二 | 一 |
| 千葉大学医学部附属病院 | 千二百四 | 二 | 零 | 零 | 零 |
| 東京大学医学部附属病院 | 四千百六十七 | 六 | 一 | 零 | 零 |
| 東京医科歯科大学医学部附属病院 | 二千四百七十七 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 新潟大学医歯学総合病院 | 二千五百五十六 | 二 | 零 | 零 | 零 |
| 富山医科薬科大学附属病院 | 千八百六十 | 一 | 一 | 零 | 零 |
| 金沢大学医学部附属病院 | 八百五十四 | 六 | 零 | 零 | 零 |
| 福井大学医学部附属病院 | 千二百三十八 | 零 | 零 | 零 | 零 |

| | | | | | | |
|-----------------|---------|-----|---|---|---|---|
| 山梨大学医学部附属医院 | 千四百四十七 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 信州大学医学部附属医院 | 二千四百四十八 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 岐阜大学医学部附属医院 | 九百六十三 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 浜松医科大学医学部附属医院 | 二千四百九十一 | 十四 | 一 | 零 | 零 | 零 |
| 名古屋大学医学部附属医院 | 三千七百九十九 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 三重大学医学部附属医院 | 千二百三十一 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 滋贺医科大学医学部附属医院 | 七百七十六 | 一 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 京都大学医学部附属医院 | 二千六百二十 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 大阪大学医学部附属医院 | 二千三百五十二 | 四 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 神戸大学医学部附属医院 | 二千三百三十二 | 四 | 三 | 二 | 二 | 二 |
| 鳥取大学医学部附属医院 | 千七百二十一 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 島根大学医学部附属医院 | 千三百四十 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 岡山大学医学部・歯学部附属医院 | 九百四十 | 二十一 | 五 | 零 | 零 | 零 |
| 広島大学病院 | 千二百八十七 | 五 | 一 | 零 | 零 | 零 |
| 山口大学医学部附属医院 | 八百五十 | 零 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 徳島大学病院 | 九百七十四 | 一 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 香川大学医学部附属医院 | 千一 | 二 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 愛媛大学医学部附属医院 | 千五百九 | 三 | 零 | 零 | 零 | 零 |

| | | | | | |
|-----------------|---------|-----|----|---|---|
| 高知大学医学部附属病院 | 千二百八十六 | 二十七 | 十一 | 一 | 零 |
| 九州大学病院 | 二千九百六十四 | 一 | 零 | 零 | 零 |
| 佐賀大学医学部附属病院 | 三百八十三 | 四 | 零 | 零 | 零 |
| 長崎大学医学部・歯学部附属病院 | 九百二十九 | 一 | 零 | 零 | 零 |
| 熊本大学医学部附属病院 | 七百六十四 | 十五 | 零 | 零 | 零 |
| 大分大学医学部附属病院 | 八百五十六 | 零 | 零 | 零 | 零 |
| 宮崎大学医学部附属病院 | 八百八十四 | 四十 | 一 | 一 | 一 |
| 鹿児島大学病院 | 六百十五 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 琉球大学医学部附属病院 | 五百七十四 | 八 | 零 | 零 | 零 |
| 国立がんセンター中央病院 | 千九百六十七 | 三十一 | 二 | 一 | 零 |
| 国立循環器病センター | 二千九百四 | 二 | 零 | 零 | 零 |
| 防衛医科大学校病院 | 三千二百七十七 | 三十八 | 二 | 二 | 零 |
| 札幌医科大学附属病院 | 二千二百九十六 | 一 | 一 | 零 | 零 |
| 福島県立医科大学医学部附属病院 | 千百九十一 | 三十九 | 零 | 零 | 零 |
| 横浜市立大学医学部附属病院 | 二千六百九十一 | 一 | 一 | 零 | 零 |
| 名古屋市立大学病院 | 四百七十一 | 百三 | 一 | 一 | 一 |
| 京都府立医科大学附属病院 | 三千二百八十五 | 八十八 | 一 | 一 | 一 |
| 大阪市立大学医学部附属病院 | 四千四百五十八 | 八十一 | 一 | 零 | 零 |

| | | | | | |
|-----------------|---------|-------|-----|---|---|
| 奈良県立医科大学附属病院 | 千四百四十五 | 九十九 | 二十三 | 五 | 五 |
| 和歌山県立医科大学附属病院 | 二千四百九十二 | 十八 | 三 | 二 | 零 |
| 岩手医科大学附属病院 | 千二百四十三 | 八十七 | 六 | 零 | 零 |
| 自治医科大学附属病院 | 千二百 | 百二十 | 五 | 四 | 三 |
| 獨協医科大学病院 | 三千七百八十五 | 五十八 | 零 | 零 | 零 |
| 埼玉医科大学附属病院 | 三千二百四十六 | 百二 | 零 | 零 | 零 |
| 東京慈恵会医科大学附属病院 | 千四百四十八 | 百五十三 | 三 | 二 | 二 |
| 東京医科大学病院 | 四千三百五十一 | 五百九十六 | 三 | 一 | 一 |
| 慶應義塾大学病院 | 二千二百二十六 | 百五十八 | 十六 | 一 | 一 |
| 順天堂大学医学部附属順天堂医院 | 二千五十一 | 百八十三 | 三 | 三 | 一 |
| 日本医科大学付属病院 | 千九百二十二 | 百五十三 | 二十八 | 四 | 一 |
| 昭和大学病院 | 二千七百二十五 | 百二 | 二 | 零 | 零 |
| 東邦大学医学部附属大森病院 | 千五百五十八 | 九十四 | 零 | 零 | 零 |
| 日本大学医学部附属板橋病院 | 千八百二十八 | 七十九 | 十八 | 二 | 一 |
| 帝京大学医学部附属病院 | 千五百八十三 | 三十四 | 四 | 二 | 二 |
| 杏林大学医学部付属病院 | 二千四百八十九 | 三十八 | 五 | 三 | 二 |
| 聖マリアンナ医科大学病院 | 五千五百八 | 二百六十一 | 五 | 二 | 二 |
| 北里大学病院 | 四千四百五 | 五十二 | 八 | 一 | 零 |

| | | | | | |
|-------------|---------|-------|-----|-----|-----|
| 東海大学医学部付属病院 | 五千二十八 | 六百六 | 二十一 | 三 | 三 |
| 金沢医科大学病院 | 千三百三十八 | 三十一 | 六 | 五 | 零 |
| 藤田保健衛生大学病院 | 八百三十七 | 六十四 | 五 | 二 | 一 |
| 愛知医科大学付属病院 | 三千七百三十 | 二百八十八 | 九 | 四 | 一 |
| 大阪医科大学付属病院 | 千八百二十八 | 三百三十八 | 十一 | 八 | 二 |
| 関西医科大学付属病院 | 四千二百十六 | 三十八 | 零 | 零 | 零 |
| 近畿大学医学部付属病院 | 六千九百四十七 | 七十八 | 七 | 二 | 零 |
| 兵庫医科大学病院 | 千三百六 | 四十三 | 四 | 三 | 一 |
| 川崎医科大学付属病院 | 無回答 | 無回答 | 無回答 | 無回答 | 無回答 |
| 産業医科大学病院 | 二千七十 | 六十二 | 六 | 一 | 一 |
| 福岡大学病院 | 二千四百七十七 | 四十七 | 二十四 | 五 | 三 |
| 久留米大学病院 | 二千百五十 | 四十 | 五 | 三 | 一 |

(注) 一 インシデント事例とは、各特定機能病院が事故には至らなかったがひやりとしたりはつとした事例を取り上げたものであり、アクシデント事例とは、各特定機能病院が安全管理の体制確保を目的とした医療事故等の院内報告制度において医療事故として取り上げたものである。

二 重篤な事例とは、アクシデント事例のうち重篤な結果が生じたものである。

三 筑波大学付属病院においては、病院内で起きた医療行為を含むすべての事象のうち患者、外来者、職員等の人身の安全に悪影響を及ぼすおそれがあるものを「オカレンス事例」と位置付け、これを委員会に報告することとされているが、ここでは他の特定医療機関と同様に「アクシデント事例」として表記している。

別表第三

| 提訴等があつた年月 | 国立病院等の名称 | 事例の概要 | 判決等の内容 | 警察への届出の有無 |
|-----------|---------------------|---|-------------------|-----------|
| 平成十一年四月 | 国立呉病院 | 必要な救急処置を施さなかったことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十一年五月 | 国立精神・神経センター 武蔵病院 | デイケア患者が途中から診療を受けられなくなつたとして、謝罪を要求したものの(調停) | 調停不調 | — |
| 平成十一年六月 | 国立病院九州医療センター | 脳動静脈奇形の手術の際の過失により後遺障害が残つたとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審で国が勝訴(確定) | — |
| 平成十一年六月 | 国立大蔵病院 | のどの痛みに対する診断の過失により後遺障害が残つたとして、患者が損害賠償を求めたもの | 控訴審で和解(第一審で国が敗訴) | — |
| 平成十一年六月 | 国立習志野病院 | ガラス片除去手術の際の過失により後遺障害が残つたとして、患者が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停不調 | — |
| 平成十一年七月 | 国立療養所広島病院 | 脊柱管拡大手術における過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの | 係争中 | 無 |
| 平成十一年八月 | 国立千葉病院 | 帝王切開の際に使用したガーゼを腹腔内に遺留したまま縫合したとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | — |
| 平成十一年八月 | 国立横浜病院 | 冠動脈風船療法手術及び手術後の治療の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審及び控訴審で国が勝訴(確定) | 無 |
| 平成十一年八月 | 国立都城病院 | 手術後の経過観察についての過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十一年九月 | 国立浜田病院 | 左臀部への注射の際の過失により後遺障害が残つたとして、患者が損害賠償を求めているもの | 係争中(第一審で国が勝訴) | — |

| | | | | |
|----------|------------|--|--------------------|---|
| 平成十一年九月 | 国立岩国病院 | 分娩後の産婦に対する管理上の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十一年九月 | 国立福山病院 | 末期がんの患者の死亡は治療ミスであるとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停不調 | 無 |
| 平成十一年十月 | 国立療養所刀根山病院 | 肺がんを看過したため死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停成立 | 無 |
| 平成十一年十月 | 国立療養所川棚病院 | 診断時に解離性大動脈瘤を発見しなかった過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十一年十一月 | 国立普通寺病院 | 肺がん患者の術後処置に過失があったため死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停不調 | 無 |
| 平成十一年十一月 | 国立岡山病院 | 大腸ポリープの内視鏡手術の際の手上的過失により縦隔気腫及び皮下気腫を併発させたとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十一年十一月 | 国立療養所三角病院 | 肺梗塞を看過したことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 係争中(第一審及び控訴審で国が勝訴) | 有 |
| 平成十一年十二月 | 国立大阪病院 | 左眼球腫瘍摘出術の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審で国が敗訴(確定) | 無 |
| 平成十一年十二月 | 国立京都病院 | 経膈分娩を選択したことにより脳性麻痺の後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停不調 | 無 |
| 平成十一年十二月 | 国立療養所南横浜病院 | 薬剤投与の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 原告が訴えを取下げ | 無 |

| | | | | |
|---------|------------|--|-------------------|---|
| 平成十二年一月 | 国立弘前病院 | 前立腺摘出及び膀胱結石摘出の手術後の管理を怠ったことにより死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 原告が訴えを取下げ | 無 |
| 平成十二年一月 | 国立京都病院 | 頸椎軸椎後方ワイヤー固定術の際の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審及び控訴審で国が勝訴(確定) | 一 |
| 平成十二年二月 | 国立呉病院 | 原因不明の発熱で入院し、その後発症した脳膿瘍により死亡したのは診療上の過失によるとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十二年二月 | 国立札幌病院 | 乳がんの診断及び治療の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十二年二月 | 国立札幌病院 | 悪性リンパ腫の治療の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十二年三月 | 国立八日市病院 | 癒着性腸閉塞手術の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 係争中(第一審で国が勝訴) | 無 |
| 平成十二年三月 | 国立大分病院 | ステロイド剤の投与量の過誤により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十二年三月 | 国立福山病院 | 大量羊水吸引症候群及び呼吸障害の治療の際の呼吸管理の過失により死亡したとして、新生児の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十二年四月 | 国立循環器病センター | 本人の意に反して気管支切開を行ったこと等により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で国が勝訴(確定) | 無 |
| 平成十二年五月 | 国立大阪病院 | 頸椎椎弓切除術及び後方固定術の際の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの | 係争中(第一審及び控訴審で国が勝 | 一 |

| | | | | |
|---------|-------------|--|--------------------|---|
| 平成十二年六月 | 国立習志野病院 | ガラス片除去手術の際の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めているもの | 係争中(第一審及び控訴審で国が勝訴) | — |
| 平成十二年七月 | 国立がんセンター東病院 | 脾臓がん切除手術の術式の選択及び手術後の患者管理の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの | 係争中(第一審で国が勝訴) | 無 |
| 平成十二年八月 | 国立小倉病院 | 小指の屈曲拘縮の手術の際の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めているもの | 係争中(第一審で国が勝訴) | — |
| 平成十二年八月 | 国立横須賀病院 | 肝臓がんの手術の際臓器を損傷し、大量出血を来して死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの | 係争中 | 無 |
| 平成十二年八月 | 国立都城病院 | 子宮外妊娠と誤診し、手術したことにより流産したとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | — |
| 平成十二年九月 | 国立岡山病院 | MRI検査時の麻酔薬の投与量及び呼吸停止後の救命措置が不適切であったため死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | 無 |
| 平成十二年九月 | 国立大阪病院 | 喉頭肉芽腫摘出術の際の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの | 原告が訴えを取下げ | — |
| 平成十二年十月 | 国立高崎病院 | 頸部リンパ節の生体検査時に神経を損傷されたことにより障害が生じたとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審で和解 | — |
| 平成十二年十月 | 国立名古屋病院 | 頸椎骨形成的脊柱管拡大術の際の手技が不適切であったため障害が生じたとして、患者が損害賠償を求めているもの | 係争中 | — |

| | | | | |
|----------|----------------|--|---------------|---|
| 平成十三年一月 | 国立病院東京災害医療センター | 薬剤の副作用を看過し、適切な治療を怠ったため死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの | 係争中 | 無 |
| 平成十二年十二月 | 国立療養所道北病院 | 禁忌の手術を実施したため下半身麻痺が発生したとして、患者が損害賠償を求めているもの | 係争中 | — |
| 平成十二年十二月 | 国立鯖江病院 | 扁桃腺切除術後に死亡したのは挿管が遅れたためとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で国が敗訴(確定) | 無 |
| 平成十二年十二月 | 国立三重中央病院 | 妊婦の子癇発作に対する経過観察の過失により出生児に後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停不調 | — |
| 平成十二年十一月 | 国立松本病院 | 手術後の肺塞栓により障害が残ったのは経過観察が不適切であったためとして、患者が損害賠償を求めているもの | 係争中 | — |
| 平成十二年十一月 | 国立名古屋病院 | 退行期精神病の診断及び治療が不適切であったため障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの(調停) | 調停不調 | — |
| 平成十二年十一月 | 国立善通寺病院 | 急性アルコール中毒で搬送された患者が帰宅後急性肺水腫で死亡したのは経過観察等が不適切であったためとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの | 係争中 | 無 |
| 平成十二年十一月 | 国立長崎中央病院 | 交通事故で入院した患者が肺塞栓で死亡したのは経過観察が不適切であったためとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの | 第一審で国が勝訴(確定) | 有 |
| 平成十二年十月 | 国立国際医療センター | 経皮的冠動脈形成術時の医師の手技が不適切であったため死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めているもの | 係争中(第一審で国が勝訴) | 無 |

| | | | | |
|---------|---------|---|-------------------|---|
| 平成十三年二月 | 国立名古屋病院 | 退行期精神病の診断及び治療が不適切であったため障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの | 原告が訴えを取下げ | — |
| 平成十三年二月 | 国立名古屋病院 | 化膿性股関節炎に起因して死亡したのは大腿部痛の訴えを軽視した診断遅滞等によるものであるとして、患者の遺族が損害賠償を求めたもの（調停） | 調停不調 | 無 |
| 平成十三年三月 | 国立京都病院 | 経膾分娩を選択したことにより出生児に脳性麻痺の後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの | 第一審及び控訴審で国が勝訴（確定） | — |
| 平成十三年三月 | 国立岡山病院 | 臍ヘルニア手術の際の過失により後遺障害が残ったとして、患者が損害賠償を求めたもの（調停） | 調停不調 | — |

（注）一 国立病院等の名称は提訴等があった時のものである。
 二 「警察への届出の有無」欄の「—」は、死亡以外の事例である。

別表第四

| 医療機関名 | | 職種 | | 年齢 | | 性別 | |
|-----------------|--|------|------|-----|--|----|--|
| 北海道大学病院 | | 歯科医師 | 無回答 | 男性 | | | |
| | | 看護師 | 無回答 | 女性 | | | |
| 旭川医科大学医学部附属病院 | | 看護師 | 五十四 | 女性 | | | |
| 弘前大学医学部附属病院 | | 看護師 | 五十二 | 女性 | | | |
| 東北大学医学部附属病院 | | 看護師 | 無回答 | 女性 | | | |
| | | 医師 | 無回答 | 女性 | | | |
| 秋田大学医学部附属病院 | | 看護師 | 五十 | 女性 | | | |
| 山形大学医学部附属病院 | | 看護師 | 四十九 | 女性 | | | |
| 筑波大学附属病院 | | 看護師 | 五十八 | 女性 | | | |
| 群馬大学医学部附属病院 | | 看護師 | 五十七 | 女性 | | | |
| | | 医師 | 四十六 | 男性 | | | |
| 千葉大学医学部附属病院 | | 看護師 | 無回答 | 無回答 | | | |
| 東京大学医学部附属病院 | | 医師 | 四十二 | 男性 | | | |
| | | 看護師 | 四十二 | 女性 | | | |
| 東京医科歯科大学医学部附属病院 | | 看護師 | 五十歳代 | 女性 | | | |

| | | | |
|---------------|-----|-----|-----|
| 新瀉大学医歯学総合病院 | 看護師 | 五十三 | 女性 |
| 富山医科薬科大学附属病院 | 看護師 | 四十 | 女性 |
| 金沢大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十一 | 女性 |
| 福井大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十五 | 女性 |
| 山梨大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十六 | 女性 |
| 信州大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十七 | 女性 |
| 岐阜大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十七 | 女性 |
| 浜松医科大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 名古屋大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十四 | 女性 |
| 三重大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十二 | 女性 |
| 滋賀医科大学医学部附属病院 | 医師 | 四十一 | 男性 |
| 京都大学医学部附属病院 | 看護師 | 三十九 | 女性 |
| | 看護師 | 五十 | 女性 |
| 大阪大学医学部附属病院 | 医師 | 四十九 | 男性 |
| | 医師 | 無回答 | 無回答 |
| 神戸大学医学部附属病院 | 看護師 | 無回答 | 無回答 |
| | 看護師 | 四十九 | 女性 |
| 鳥取大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十三 | 女性 |

| | | | |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 島根大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十三 | 女性 |
| 岡山大学医学部・歯学部附属病院 | 看護師 | 無回答 | 女性 |
| | 看護師 | 無回答 | 女性 |
| 広島大学病院 | 看護師 | 五十六 | 女性 |
| 山口大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 徳島大学病院 | 看護師 | 四十六 | 女性 |
| 香川大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十五 | 女性 |
| 愛媛大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十三 | 女性 |
| 高知大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十八 | 女性 |
| 九州大学病院 | 看護師 | 五十 | 女性 |
| 佐賀大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十四 | 女性 |
| 長崎大学医学部・歯学部附属病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 熊本大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十五 | 女性 |
| 大分大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十六 | 女性 |
| 宮崎大学医学部附属病院 | 看護師 | 無回答 | 無回答 |
| 鹿児島大学病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 琉球大学医学部附属病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 国立がんセンター中央病院 | 看護師 | 四十六 | 女性 |

| | | | |
|-----------------|-----|-----|----|
| 国立循環器病センター | 看護師 | 四十三 | 女性 |
| 防衛医科大学校病院 | 看護師 | 四十四 | 女性 |
| 札幌医科大学附属病院 | 看護師 | 四十九 | 女性 |
| 福島県立医科大学医学部附属病院 | 医師 | 四十七 | 男性 |
| 横浜市立大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十五 | 女性 |
| | 薬剤師 | 三十二 | 男性 |
| 名古屋市立大学病院 | 看護師 | 五十七 | 女性 |
| 京都府立医科大学附属病院 | 看護師 | 四十七 | 女性 |
| 大阪市立大学医学部附属病院 | 看護師 | 四十九 | 女性 |
| | 薬剤師 | 四十六 | 男性 |
| 奈良県立医科大学附属病院 | 看護師 | 四十四 | 女性 |
| 和歌山県立医科大学附属病院 | 看護師 | 五十一 | 女性 |
| 岩手医科大学附属病院 | 看護師 | 二十八 | 女性 |
| 自治医科大学附属病院 | 看護師 | 四十九 | 女性 |
| 獨協医科大学病院 | 看護師 | 五十八 | 女性 |
| 埼玉医科大学附属病院 | 看護師 | 三十八 | 男性 |
| 東京慈恵会医科大学附属病院 | 看護師 | 四十四 | 女性 |
| 東京医科大学病院 | 看護師 | 五十一 | 女性 |

| | | | |
|-----------------|-----|-----|----|
| 大阪医科大学附属医院 | 看護師 | 四十四 | 女性 |
| 愛知医科大学附属医院 | 看護師 | 五十五 | 女性 |
| 藤田保健衛生大学病院 | 看護師 | 五十 | 女性 |
| 金沢医科大学病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 東海大学医学部付属病院 | 看護師 | 六十三 | 女性 |
| 北里大学病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| 聖マリアンナ医科大学病院 | 看護師 | 四十八 | 女性 |
| 杏林大学医学部付属病院 | 看護師 | 三十八 | 女性 |
| 帝京大学医学部付属病院 | 看護師 | 三十七 | 女性 |
| 日本大学医学部附属板橋病院 | 看護師 | 五十三 | 女性 |
| 東邦大学医学部附属大森病院 | 医師 | 五十五 | 男性 |
| | 看護師 | 五十四 | 女性 |
| 昭和大学病院 | 看護師 | 五十二 | 女性 |
| | 看護師 | 五十三 | 女性 |
| 順天堂大学医学部附属順天堂医院 | 医師 | 四十三 | 男性 |
| | 看護師 | 五十九 | 女性 |
| | 看護師 | 四十七 | 女性 |
| 慶應義塾大学病院 | 看護師 | 三十九 | 女性 |

| | | | | | | | |
|---------|--------|----------|------------|----------|-------------|------------|-----|
| 久留米大学病院 | 福岡大学病院 | 産業医科大学病院 | 川崎医科大学附属病院 | 兵庫医科大学病院 | 近畿大学医学部附属病院 | 関西医科大学附属病院 | |
| 看護師 | 看護師 | 看護師 | 看護師 | 看護師 | 看護師 | 看護師 | 看護師 |
| 五十 | 五十 | 五十三 | 四十六 | 五十一 | 五十六 | 無回答 | 三十七 |
| 女性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 | 女性 |